

締約国に関する情報 FR	フランス 一般情報	附属書 B1 FR
国内官庁の名称	National Institute of Industrial Property (INPI) (France) (国立工業所有権機関 (INPI)(フランス))	
所在地及び郵便のあて名	15 rue des Minimes, CS50001, 92677 Courbevoie Cedex, France	
電話番号	0820 210 211 (国内通話) (33) 1 71 08 71 63 (国際通話)	
ファクシミリ装置	(33) 1 56 65 86 00	
電子メール	contact@inpi.fr	
インターネット	www.inpi.fr	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付の日から14日以内に提出	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
フランスの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により国立工業所有権機関 (フランス)、欧州特許庁 (EPO) 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)	
国内法令 ¹ は欧州特許庁 (EPO) 又はWIPO国際事務局への国際出願を制限するか？	次の場合、出願は制限される： フランスに居所若しくは業務拠点を有する自然人又は法人による出願 ²	
フランスが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	欧州特許庁 (EPO) (国内段階参照)	
フランスを選択できるか？	できる (PCT第二章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	欧州特許	
国際型調査に関するフランスの規定	なし (ただし、欧州特許庁 (EPO) が国内出願について行った調査は国際型調査と同じ価値を有する)	

[次頁に続く]

1 知的財産法第L614-18条。

2 フランスにおいて行った先の出願に基づき優先権を主張する場合を除く。

FR

フランス（続き）

FR

国際公開に基づく仮保護

欧州特許を目的とする指定の場合：

- (1) EPOの公用語の1つで公開された国際出願：損害賠償，特許を侵害する物品の差押えが可能；ただし，侵害訴訟を審尋する裁判所は，特許が付与されるまで当該手続を停止する。当該出願の請求の範囲についての翻訳に関する国内的要件が満たされなければならない。
- (2) EPOの公用語でない言語で公開された国際出願：(1)に規定する保護は，EPOがその公用語の1つにより提供された国際出願を公開するまでは効力を生じない

フランスが指定（又は選択）されている場合の有益な情報は、
附属書B 2の欧州特許機構（EP）を参照
